

第2回女子差別撤廃委員会最終見解への対応に関するワーキング・グループ
議事概要

1. 日 時：平成31年1月15日（火）15:00～17:00
2. 場 所：合同庁舎第8号館5階共用会議室D
3. 議 題：1. 開会
2. 議事
女子差別撤廃委員会「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」における指摘事項への対応状況等について
・各府省庁ヒアリング
・意見交換
3. 閉会
4. 出席者：
小山内世喜子委員、種部恭子委員、辻村みよ子委員、室伏きみ子委員（座長）
白河桃子委員（重点方針専門調査会委員）

5. 議事概要

【女性家事労働者の状況とILO条約の批准】

○渡辺 厚生労働省国際課国際労働・協力室長より説明。

○主な意見交換は以下の通り。

（小山内委員）ILO第111号条約は、同一報酬を求めた100号条約と並んで差別待遇の撤廃を目指した条約で、人種・性別・宗教・政治的見解などの差別を禁止して、雇用・職業の待遇の均等を求めているものである。111号条約が批准されれば、労働分野における平等実現に向けて、相当な前進が望めるのではないかと。女性の貧困問題の解決にも大きな影響があるのではないかと。

また、111号条約は全て完璧に実施されなくても、批准できるものではないかと。批准した後に個別に問題が生じているものを修正していくことも可能ではないかと。

189号条約については、技能実習生の保護等を図るために見直される技能実習制度にも関係するのではないかと。189号条約には、移民労働者に関して、追加的なリスクにさらされている可能性がある労働者についての特別保護規定も盛り込まれている。

111号条約及び189号条約の締結については、労働基準法を含む国内法制との整合性について慎重に検討する必要があるとのことであるが、足踏み状態と感じられる。それぞれの検討状況の詳細を詳しく説明いただきたい。

（厚生労働省 渡辺室長）ILO第111号条約は、対象とする区別が多岐にわたっており、個別

に言うのが難しい状況である。例えば、労働基準法では、肉体的、生理的差異を考慮して就業・労働条件に区別を設けている規定について、条約との関係でどのような整理ができるか検討している。その中で、例えば妊婦の就業制限を設ける規定については、ILO第183号の母性保護条約の趣旨と整合的であるとの解釈もできるのではないかとというような検討もしている。

しかし、条約を批准した後に国内法制を少しずつ変えていくというのは、この条約の遵守に必要とされる国内法制を整備することであると理解している。条約の解釈では、その遵守に必要とされている法令の制定は漸進的でよいとされている一方、条約の条文上、国家の方針と両立しない全ての法令の規定の廃止や修正は少しずつでいいとはされておらず、直ちに廃止・修正する必要がある。

我が国は、条約の批准に当たっては、履行が担保できるように、国内法制との整合性を確保することとしており、必要な法改正は必ず批准前に行うこととしている。そのような中で、111号条約の批准については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。

(小山内委員) 家事労働者の多くは女性で、雇用労働条件の点で差別や人権侵害などを受けやすい非常に弱い立場にあると思われる。その上、家事労働がきちんとした労働として認められてこなかったという歴史的な経緯もあり、実際の就労現場では家事労働者が低賃金や長時間労働などにさらされたりしてきたケースが少なくないのが現状である。

女子差別撤廃委員会は女性家事労働者の状況について、次回定期報告の中で情報を提供するよう求めているが、現状の家事労働者について、国は労働基準法の対象となる家事労働者、対象とならない家事使用人の大まかな人数を把握しているのか。性別で把握しているか。また、適用対象外の家事使用人の労働状況はどのように把握しているか。

189号条約の批准は、関連議論を活発化させ、関係者全員の明確な自覚を促し、家事労働者の実質的な状況改善につながるとも考えられる。

(厚生労働省 新垣課長補佐) 家事労働者について、例えば家庭で働いている人、清掃サービスのような業者で働いている人などいろいろな人がいると思うが、網羅した統計上の把握はしていない。

個人的に統計をさらってみたことがあるが、業種の分類が細かく分かれておらず、現状の統計では人数を把握するのは難しいと思われる。引き続きどのような把握の方法があるのか考えていきたい。

(小山内委員) 189号条約を現時点で批准した場合に、具体的にどのような問題が生じると

考えているのか。家事使用人が労働基準法等の適用を受けない理由と合わせて説明いただきたい。

(厚生労働省 渡辺室長) ILO第189号条約で定める家事労働者の中には、家事使用人も含まれているが、我が国が法律で保護している家事労働者は、労働基準法に基づく対象者であり、家事使用人は適用除外となっている。そのことが批准に際しての一つのネックになっている。

(辻村委員) 111号条約では7つの事由による差別を禁止しているが、資料3では国内法体系との整合性で問題があるとされている。しかし、この7つの事由は国際人権規約以降、グローバルスタンダードであるといえる。これらは、例えば憲法14条などの人種、信条、門地、社会的身分、性別といったものでカバーでき、国内法体系とも整合的なものと理解している。しかし、資料3に廃止の対象となり得る法令慣行があるとの記載があり、もしそうだとすると、国内法的に見てもこの慣行を改める必要が出てくる可能性があるため、具体例にどの法令慣行が7事由との関係で問題になるのか教えていただきたい。

(厚生労働省 渡辺室長) 例えば、日本の国内法令においては、国家公務員法や地方公務員法において行政の中立的運営を確保する観点から設けられている公務員の政治的行為の制限があり、この区別に関する規定について、条約との整合性を慎重に検討する必要があると考えている。また、労働基準法においては、肉体的・生理的差異を考慮して、就業・労働条件に基づく区別を設ける規定がある。

必ずしも差別に該当しなくても、条約の定める事由に基づく区別を設けている規定がある場合には、その規定と条約の整合性について、慎重に検討する必要があると考えている。

(辻村委員) 人事院規則による公務員の政治的自由の制限をここで引用するのは適切ではないのではないかと。労働関係では、国内法的にも、政治的な見解をもとにした不当な差別は憲法体系上あるいは公序良俗違反として禁止されていると思う。もしそうであるとすると、これは今後の検討だと思うが、その慣行自体を国内法的にも問題にする必要が出てくると思われる。

【女性の貧困】

○山下 厚生労働省年金局総務課企画官より、資料4に基づき説明。

○主な意見交換は以下の通り。

(小山内委員) 相対的貧困率をジェンダー統計で比較すると、特に高齢単身女性と母子家庭において、非常に男女格差があるのがわかる。平成22年度のデータしか見つけることができなかったが、そのときでも高齢の単身女性と高齢の単身男性を比べると、15ポイント程度格差がある。母子家庭と父子家庭を比べると倍である。母子家庭のほうが相対的貧困率が高いのが現状である。もっと新しいデータをぜひ出していただきたい。

(小山内委員) 高齢者が自立して自分らしく生きるためには、健康と経済力が必須であると思うが、高齢者単身女性の貧困率は増大している。低年金のため、生活費を自力で賄えていないという問題の根底には、男女間の賃金格差が年金支給額に反映しており、社会保障の権利を侵しているのではないかと考える。厚生労働省の認識や対応策について伺いたい。

(厚生労働省 山下企画官) 社会保障全般の話であるが、これまで厚生労働省が行ってきた社会保障は、年齢で区切っていた。しかし、若い人で困っている人もいる一方、高齢だからといって、所得がないわけではない人もいるので、年齢で区切るのではなく、所得に応じて、保険料や保障を考えていこうとしている。それぞれ所得の程度で支払ってもらい、みんなで社会保障という形で保障していくという流れである。

(小山内委員) シングルマザー世帯でも、貧困率が高い状況が続いている。施策にいろいろなことを盛り込んでいるが、個別の状況やニーズに即した支援がなされているか。

(厚生労働省 度会 家庭福祉課母子家庭等自立支援室長) 現在、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭の対策として、平成27年12月に「子どもの貧困対策会議」で決定した「すくすくサポート・プロジェクト」を実施している。この内容は、就業支援を基本としつつ、子ども・子育ての生活支援や学習支援などの総合的な支援を行っている。

自治体におけるワンストップの相談体制の整備を行っており、個々の状況に応じた支援につなげている。また、児童扶養手当については、毎年8月に現況届を提出してもらっているが、相談に応じる機会をつくるための集中相談を行っている。

また、行政の窓口は相談者にとってハードルが高いこともあるため、今後、民間団体を活用した行政との連携により、アウトリーチなどの支援も考えていく。

(小山内委員) 男女共同参画基本計画には、高齢期の経済状況は、高齢になるまでの働き方や家族の持ち方などのライフスタイルの影響が大きいことから、男女が社会の中で置かれた状況の違いが凝縮されていると書かれている。

私は、例えば女性の再チャレンジ支援事業での研修や大学生向けのキャリア支援の授業などを担当したときに、必ず長期的視点から自分のライフプランを考えるようにと話している。日本における女性労働の問題や生涯賃金、年金等の社会保障の問題などについても必ず伝えているが、多くの学生や女性たちからは、初めて知ったという声が聞かれるため、年金の問題などをきちんと国民に、特に学生や女性、親世代といった人達に広報することがとても重要ではないかと思う。こうしたことを理解した上で、自分はどのような生き方をするか考えていく人たちを育成することが大事ではないか。

(厚生労働省 山下企画官) とても大切な話である。年金について、遠い将来のことと思うのではなく、若いうちから社会全体で保障し合うということの大切さを理解していただくことが重要。

厚生労働省でも日本年金機構と一緒に、年間で3,000回以上、高校生、大学生、少年院に入っている人も含めて延べ30万人弱を対象に年金教育を行っている。是非、社会問題に詳しい皆様のご協力もいただき、広めていきたい。

(小山内委員) 条約が求める社会の実現には、日本の少子高齢社会において、制度をその都度いじるだけではなく、個人単位化の導入や、育児や介護などの家族ケアを年金制度上で配慮するなどの踏み込んだ制度改革が必要ではないか。それによって人や人生のあり方への深い洞察と理解も備わっていくのではないか。

(厚生労働省 山下企画官) 年金は既に個人単位になっている。健康保険の場合と異なり、年金は第3号被保険者ということで、専業主婦の場合であっても自身が被保険者になっており、その人の名義で給付をもらうことになっている。

給付額が少ないのではないかという点については、年金は払った保険料と加入した期間に見合った給付になるので、突然給付額が増えないものではあるが、個人単位にはなっている。

一方で、家族ケアを年金上考慮するという点については、例えば出産のときの保険料については、国民年金も厚生年金も、みんなでその人のかわりに保険料を支払うことになっており、子供を持つという女性に対して、みんなで保険料を通じて支え合っている。

(種部委員) 女性の貧困は、世代間で連鎖するところが非常に問題である。例えば、DVで離婚してそのまま子供を育てると、子供もメンタルで病んでいることも多く、お母さん自身も立ち直っていくまでの間、非常に大きな心の問題を持っていることがある。ひとり親家庭の支援は実効的にきちんと使えているかどうかを把握する仕組みがある

のか疑問に思っている。

例えば障害年金をもらっていると、所得の制限により児童扶養手当を同時にもらうことができないことがある。養育費をもらっている場合に、児童扶養手当は十分もらえるのか。一時的に出してもらえても長く続かないこともある。実効的にきちんと必要な人のところに届いているかどうか、それを把握する仕組みがあるのかどうか聞かせていただきたい。

(厚生労働省 度会室長) ひとり親関係については「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき国の基本方針を作成している。また、自治体では、自立促進計画を作成している。おおむね5年ごとに見直しを行っているが、見直しをするに当たっては、各種施策の状況を評価し、意見を聞いて見直しをすることとしている。

(厚生労働省 山下企画官) 生活保護、もしくは、生活保護を受給するまで貧困でなくても、生活に苦しい人もいる。言い方は悪いが、例えば歯磨きをする習慣、朝起きる習慣などがなかったために朝起きて来られず、その結果、お日様が出ているときに外に出てられない。本人は稼働できるような状態にもかかわらず、規則正しい生活習慣が身につけていないため、それができる機会を失っていることがある。生活困窮者自立支援制度では、「家計再建支援」といった形で、家計を見るほか、伴走して生活が困窮に陥っている原因に介入していき、生活リズムを整えて、服装を整え、それから次に今度は家の外に出て、家の外に出てから、今度は何とかして働くために、面接に行きましようという形で支援行う。

実施主体は市町村で、NPOと一緒に実施しており、こうした制度を使いながら、一人一人の生活を整え、困窮しないようにすることが大切だと考えている。

(室伏座長) 生活困窮者自立支援制度は、非常に重要な支援制度だと思うが、人的資源は十分なのか。

(厚生労働省 山下企画官) 人的資源については、従来、生活保護で言うと、地方公務員、いわゆる福祉事務所の職員のみであったが、本制度では、民生委員や自治会、ボランティア、NPO法人などインフォーマルな人達も一緒に行っている。貧困に陥っている生活保護手前でとどめ、自立に向けていくことが本制度の非常に大きな目的であり、こうした制度を利用して、地域社会で貧困に陥らないようにしていくことも、とても大切だと考えている。

【人身取引への対策】

○藤森内閣官房副長官補付参事官補佐、杉原法務省大臣官房国際課付、構厚生労働省人材開発統括官付海外協力室長より、資料1、5、6、7に基づき説明。

○主な意見交換は以下の通り。

(辻村委員) 法務省から、昨年12月の入管法改正との関係で外局を設けて取り組むとの話があったが、この5年間で34万人という大規模な受け入れ拡大があり、技能実習生のほぼ45%が移行するのではないかとされており、これまでと全く違う世界に入っていくのではないかと危惧される。

2014年の人身取引対策行動計画をどのように改定し、拡大していくのか。また、17年に技能実習法ができたばかりであるが、これを改正する必要があると考えているのか。今後5年間の急激な拡大に対する対処について、教えていただきたい。

(内閣官房 藤森参事官補佐) 今後の対処については、当然何らかの検討は必要になってくるかと思うが、行動計画2014の改定というところまで話は行っていない。今後、関係省庁の取組や実態把握を進めていく中で、行動計画を更新する必要がある場合には、適切に対応できるようにしていきたい。

(法務省 杉原国際課付) 技能実習制度については、一昨年11月から新たな制度が施行され、外国人技能実習機構が設立され、新たに技能実習生に対する相談・支援体制が強化された。実績について言うと、技能実習生からの母国語相談に応じた件数は1,900件以上となっている。また、受入れ企業において、人権侵害を受けたこと等を理由として実習先の変更を希望する実習生については、40件を超える実習先の変更の支援を行ってきた。そのほか、受入れ企業側の問題によって実習が困難となり、それまで滞在していた宿泊先での居住ができなくなった場合は、実習生を一時的に保護し、宿泊先あるいは食費等の支援を行うといった取組も行っている。こうしたことで、一定程度は、技能実習生の人権侵害や失踪等の問題の発生を抑止できていると考えている。

他方で、制度の適正化の取組は道半ばというのは、そのとおりであろうと思っており、技能実習生に対する支援や保護の取組について、今後も積極的に取り組んでいきたい。

また、今般の新たな外国人材の受入れに伴い、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組を行うとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する考えの下、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を昨年末に策定した。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動も大事になってくると思っており、国民の皆様、あるいは外国人の方々からの声を聴く仕組みづくりも行ったところである。また、啓発活動についても、心のバリアフリーの取組を推進していくこととなっている。

2点目として、生活者としての外国人に対する支援も挙げられる。暮らしやすい地域社会づくりや、生活サービス環境の改善、あるいは円滑なコミュニケーション実現のため、日本語教育の充実なども図っていくこととしている。そのほか、外国人の受入れに伴い、外国人児童生徒の教育も重要となっていくので、その充実も図ることとしている。さらに、留学生の就職等の支援、あるいは適正な労働環境等の確保、社会保険への加入促進などについても取り組んでいくこととされている。

また、3点目として、外国人材の適正、円滑な受入れの促進に向けた取組として、悪質な仲介事業者等の排除も掲げている。これには実習生の送り出しを希望する国との二国間の政府間文書の作成なども含むが、そのほかにも海外における日本語教育基盤の充実などにも取り組んでいくこととしている。

さらに、新たな在留管理体制の構築ということで、日本にいる外国人の在留管理をしっかりと行うことのできる体制を構築していくこととしている。

(辻村委員) 今般の国会での議論の中でも、技能実習生の実態がわからないことが問題になったが、CEDAWから問題とされている性的搾取や、セクシュアルハラスメントを含む人権侵害がどのくらいあるのか。現在は20件、50件という小さな数であるが、今後34万人という多数の外国人を対象とすることになった場合に、どのような調査をし、実態についてどのような資料を公開するのか、見通しを教えてください。

(法務省 杉原国際課付) 技能実習生の実態をどのように把握するかについては、今までも課題であったが、今般の国会での審議も踏まえ、法務大臣政務官のもと、プロジェクトチーム(PT)を立ち上げたところであるが、その検討課題として外国人技能実習生の実態調査も含めている。このPTには、厚生労働省にも入っていただき、しっかりとした体制で調査をするということで、今取り組んでいるところである。

いつ、どのような形で結果を公表することになるのかについては、今調査中であるため即答できないが、できる限り早く調査結果を発表したいと思っている。

(辻村委員) 外国人労働者が多数入ってくるようになったときに、とりわけ宿泊業について、風俗営業との関係で、どこまで周知徹底ができるのか。労働基準監督署がするのか、あるいは出入国管理庁が対応するのかについて、どのような見通しを持っているのか。個人的な通報制度が必要なのか、必要となった場合、どの部局がどのように対応するのかといったところが全く見えないので、教えてください。

(法務省 杉原国際課付) 宿泊業も含めて外国人の人達の相談をどのように受けて、どのように問題を抽出していくかについては、技能実習生からの相談対応が、一つ大きなところだと思う。厚労省からも話があったが、母国語相談を実施するほか、電話や地

方事務所、支所における相談なども受け入れることとしている。この点については、厚労省と連携して対応していくことを考えている。

この一つで完璧という制度を作ることは難しいかと思うが、一つ一つの制度を丁寧に運用していくことで、少しでもこういった問題に対処できるという考えの下で連携して取り組んでいきたい。

(厚生労働省 構室長) 法務省と一緒に実施している部分が多いので、幾つかだけ補足すると、法務大臣により設置されたPTに厚生労働省も関与し、実態調査に務めたいと考えている。また、外国人技能実習機構においては、監理団体及び実習実施者に対する実地検査をしており、そうした機会により実態調査を行っていくことが重要。結果についてはきちんと今後に生かしたい。

また、悪質なブローカーの排除については、技能実習生は母国で借金などを背負うことも多くあるため、日本における実習生が少しでも適切な環境で実習ができるよう、借金を背負って来ることが減るように、二国間取決め等を通じて、外国政府とも協力して対応していきたい。

また、労働基準監督署の話があったが、入国管理局とも相互的に連携する制度を設けており、両方できちんと対応していきたい。

先ほど法務省からも母国語相談の話があったが、入国の際には、今は9カ国語になっている、また、必要な連絡先が1つにまとまっている技能実習手帳を実習生に配布しており、いろいろな機関に通報しやすいようにすることも法務省と一緒にいるところであり、今後も適切に運用していきたい。

(辻村委員) 資料8のチラシにも日本での人身取引は50人との記載があるが、これまで人身取引はそのレベルで議論されており、マイナーな問題だと考えられてきたと思う。しかし、改正法が今年4月から施行されると、今後はどのような問題が起こってくるか予測不可能である。行政としては、それを予想した上で万全の体制をとらなければならない。まずは調査を徹底し、情報を出していただきたい。

来年の3月までに女子差別撤廃委員会に提出する報告書でも、この新しい動向について、十分な対応が書き込めればいいと思う。何が起こってくるかわからないので、抽象的な議論に終始せざるを得ないが、万全の対応をお願いしたい。

(白河委員) 受入先の教育を徹底しないと、保護しようとしても難しい。受入先の人達の心一つで、日本の印象や、その人達への搾取も決まってしまう。ぜひ受入先の教育を徹底していただきたい。また、扱いがひどい場合などにおける罰則のようなものも、これからはしっかり考えていかなければいけないと思う。

(白河委員) 親が中学や高校の途中ぐらいの子供を呼び寄せるケースが非常に多く、支援団体の人から、日本語も中途半端でなじめないまま高校も卒業し、いい仕事に就けない人たちが多いという話を聞く。数が増えるとさまざまな家族がいるので、小さいうちから来る人と、親の都合で途中からやって来る人への教育への対処も真剣に考えていかなければいけない。

(白河委員) 2020年にはオリンピックもあり、最近、非常に海外の観光客の方も増えているので、そろそろコンビニなどに置く、いわゆるポルノではないが、そういった雑誌が子供の目に触れるようなところに普通にあるという問題について、オリンピック前にきちんと取り組んだほうがいいとずっと思っている。海外の人にはああいうものが普通に買えるところに売っているのは非常に珍しいらしく、じっと見ている光景が結構ある。子どもも普通に見ることができるので、そういった環境整備も急務であると思う。

【その他の事項】

(種部委員) 資料10に書かせていただいたが、最終見解のパラグラフ23(b)への各府省における取組状況に書いてあるとおり、刑法を改正したが、未だに強制性交等罪の中に暴行脅迫要件があり、また、子供への性暴力の公訴時効も撤廃されていない。性交同意年齢も引き上げられていない。監護者性交等罪・わいせつ罪についても、今は適用範囲が実の親や、親権者になると思うが、さらに範囲を広げる必要があると思っている。

このような課題について、見直しに向けてのロードマップがまだ全然ないが、報告書には具体的なロードマップ、アクションについて、ぜひ書いていただきたい。

(種部委員) 最終見解のパラグラフ33(b)について、特にアカデミアの中で意思決定の場にいる女性が非常に少ない。女子を教育の入り口の段階でカットしていたことが、大きな問題になっているが、まだこうした風土があることを、現状としてきちんと認識していただきたい。

意思決定の場に女性が出てこなければ、その分野については永遠に女性の意思決定の比率が上がってこないなので、引き続き監視を続ける必要があると思っており、きちんと変えていってほしい。

(種部委員) 最終見解のパラグラフ33(c)にある性教育について、学習指導要領では、妊娠の成立、出産、避妊、中絶は取り扱っていない。妊娠や避妊について知らない状況のまま、14歳以下で予期せぬ出産をする人は年間40件位、14歳以下で中絶をする人は年間200件位いる。この年齢での出産を防ぐのは国の責任と思う。現実との乖離が大

きいので、今後の方向性は示していただきたい。

(種部委員)最終見解パラグラフ35(c)のセクハラに対して禁止の規定がないことについて、外国人労働者が入ってきたときに、加害者を罰する方策がないままでよいのか。法整備に向けての取組、今後のロードマップをぜひ示していただきたい。

(小山内委員)最終見解パラ31の女性の政治参画等について、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律では、政党は自主的に数値目標を設定することが求められているが、各政党の状況がわかれば教えていただきたい。また、人材教育について、国や地方公共団体が支援することになっているが、現状はどうかを伺いたい。この法律は努力義務なので、具体的な方策を示していかないと、前進していかないと、それについて、どのように考えるか伺いたい。

(内閣府 田平推進課長)政党に対して、ヒアリングを行っているわけではないが、各政党のウェブサイトなどを見たところ、立憲民主党や国民民主党など、党によっては具体的に数字を示しながら候補者の擁立を進めていこうとしているといえる。公募を開始するなど、具体的に取組を進めている党も出てきていると理解している。

また、行政においてどのような取組をするかについては、法律において、国及び地方公共団体は、人材の育成及び活用に資する施策等を講じるように努めるとされている。参議院の内閣委員会の附帯決議においても、しっかり取り組むようにと言われている。内閣府については、各種研修や講演等の場において活用可能な資料の提供を行うことなどが、附帯決議で求められている。

内閣府は、昨年2018年9月にリーフレットを作成し、法律で求められていることや、現状がわかるようにしている。また、都道府県ごとの状況が一目でわかるようにマップで示しており、これにより各自治体の取組なども促していきたいと考えている。引き続き、関係省庁と連携しながら、啓発活動や人材育成に資するように資料の提供などを行っていきたい。

(室伏座長)いろいろな統計資料を見ると、日本の女性活躍の程度は本当に低い。特に、政治と経済分野で意思決定の場にいる女性の数が少ないので、思い切った施策が必要なのではないか。

昨年、ノルウェーの女性首相にお茶の水女子大学にいらしていただいたときに、政治活躍が進んでいる国なので話を聞いてみると、クオータ制をとっているとのことであった。また、1975年ぐらいまでは本当にひどい状態であったが、男女が協力して推し進めていこうという意識改革の結果、すばらしい成果が上がっているとのことであった。世界中に日本がこんなにすばらしい国だと示せるようなことを何かやっていく

べきではないか。クォータ制もいいと思う。

(辻村委員) 男女共同参画会議では、世界経済フォーラムのジェンダーギャップレポートが出た直後に、私から閣僚の皆さんに資料を配付している。今回、114位から110位に上がったが、政治分野は100点満点中8点で125位である。Inter-Parliamentary Union(列国議会同盟)が示している女性議員比率を見ても193カ国中160位である。先週11日に開催された男女共同参画会議では、これまで先進国最下位と説明してきたが、今は世界最下位も近いのではないかと述べ、なぜ日本ではできないのかということの問題提起させていただいた。理由は簡単で、ほかの国はクォータ制などを入れて、非常に積極的に取り組んでいるのに対し、日本は取り組みが鈍いからである。

第3次計画では、ポジティブアクションや積極的改善措置の言葉を強調していたが、4次計画ではポジティブアクションという言葉もあまり出てこなかった。ポジティブアクションをしなければと言っていた時代から少し時間が経ったこともあるのかもしれないが、このままだと日本のレベルは下がるだけであり、何かしなければだめである。それがポジティブアクション、積極的改善措置であり、もう一度考える時期なのではないか。

(辻村委員) 最終見解パラ31(b)に、全てのレベルにおいて2020年までに指導的地位への女性の参画比率を30%にするという目標の効果的実施を確保するとの記載があり、来年報告書を出すときには、この目標がなぜ達成されなかったのか、分析すべきである。不達成の分析について、シビアな観点から反省をして次のステップに行かないと、改善しないと思う。

(辻村委員) 最終見解パラ13の民法改正に関連する箇所について、731条、733条、900条は改正されているが、750条の選択的夫婦別姓制が残っている。

これに対して行政は、不都合がないように通称使用を拡大していると強調してきたが、2015年12月16日の最高裁の合憲判決でも、寺田逸郎最高裁長官を含む多数意見では、仮に選択的別姓制が立法府で導入されたとしたら、「そのような制度に合理性がないと断ずるものではない」と述べて、違憲ではないと、あえて言及している状況を踏まえると、通称使用で乗り切るのではなく、わずかであっても選択的別姓を必要とする個人を尊重する観点から、積極的に立法府が取り組んでいくべきであると思う。内閣府としてもこの問題を放置せず、しっかり受けとめていかなければいけないのではないか。

(小山内委員) いろいろな形で格差がある中で、教育は非常に重要ではないか。最終見解パラ21で差別的な固定観念を解消するため教科書と教材を見直す項目があるが、この

中で校長や設置者が教材について適切な取り扱いを行うよう指導を行っていると思われる。

最近、アンコンシャス・バイアスが女性活躍の阻害要因となっていると言われるように、指導的立場の教育者の中に固定的、性別役割分担意識を持っている人達がまだまだいるのが現状だと思う。こうした人達が教科書や教育方針を決定しており、本当の意味での平等教育ができているのかと危惧している。

また、教科書をつくっていく人や、執筆者、編集者の中でも男女格差がないのか、教科書を選定する人の男女の割合など、さまざまな部分で男女格差がないのかについても、改めて検証する必要があるのではないかと。教育に携わる人達に対する固定的な性別役割分担にとらわれない意識の醸成に向けた研修などに、今後積極的に取り組んでいかないと、根本的な課題解決にはつながらないのではないかと。

(白河委員) 性犯罪の刑法改正後に積み残されている問題について、今、性交に対する同意の前提原則を大学で普及させるため、女子学生のグループが動画をつくるなど、いろいろ発信されてきている。SPAの問題に関しても、女子学生のグループがSPAの編集部と対話をして、そのことがマスコミ全般に対して問題提起となった。当事者である若い世代からの発信があるのは、すばらしいと思う。

(白河委員) フランスなどは、いろいろな移民がいるが、性教育に関してはしっかり決めて、小学生の頃から学校で教えている。普段顔を合わせている先生たちは、そういったことを教えるために、センターのようなところの人が教えている。愛情とセックスをしっかり一緒に結びつけて教えていることが特徴的である。

大勢の人が海外と行き来するような時代には、性教育について、指針を定めて教育をしていくことも必要ではないか。

(白河委員) 労働政策審議会（以下「労政審」という。）で今回パワハラとセクハラに関して話し合い、ハラスメントはいけないということが法律に入る予定とのことであるが、ILOの条約に対しては、どのように来年は対処していくのか。労政審では、今年の議論はそこまでであり、来年の3月ぐらいに国会で決まった後に、ILOにはどうしていくのかを考えるとということであった。今回の労政審での議論は一步前進と思ったものの、今までも、一步前進した後、そのままになってしまうことが非常に多いので、ロードマップのようなものが省庁を超えて必要であると思っている。

(辻村委員) 労政審の建議が2018年12月14日に出ている。そこには、セクシュアルハラスメントの定義や罰則など、我々が長い間議論してきたことがほとんど盛り込まれていない。労政審の性質上、企業側と労働側の対立が激しいため、なかなか結論には至れ

ないのだと思うが、中長期的課題として制度的な対応の必要性を認めている。このため、女性に対する暴力に関する専門調査会では、目下、世界の動向や法制を調べており、本年度3月に報告書を出す予定である。

それによると、セクシュアルという局面でくくるのか、ハラスメントの要素でくくるのかという世界的に大きな2つの流れがあり、ハラスメント防止法として法制化する大陸法的なパターンと、性差別禁止法、あるいは性暴力禁止法としてまとめていく英米法的なパターンがある。日本の場合、どちらを選んでいくのかも含めて、今後検討しなければならない。春までにパワハラ防止に関する法律をつくらうとしているときに、セクハラについて定義の問題などを含めて法改正するのは、時間的に無理であるという労政審の認識を踏まえて、これらの中長期的課題として、検討すべき論点を報告書の中で明確に出していく予定である。暴力専門調査会が出した報告書の内容が4～5年後に刑法改正につながっていった事実もあるので、報告書で論点を明確にしておくことが必ずや次の改革につながっていくと思われる。

今回は、罰則や均等法の全面改正は短時間ではできないため、部分的な改訂になると思うが、一歩でも前進が見られれば、次の中長期的課題について議論を進めていきたい。

(白河委員) 2017年のG7において、ジェンダー主流化で各国の首脳が取り組むべき課題もしっかり決まっており、こういったことにも鑑みて、きちんとやっていかなければいけない問題はたくさんあると思う。

フランスでは、7割の男性が産休を14日間取ることも入っており、それが家事や育児に対しての平等化が促進されている一つの要因になっている。日本も少子化対策の中にもジェンダーの視点を入れて、ぜひ男性に育休を取ってもらえるような仕掛けなどに取り組んでいただきたい。

(小山内委員) 満18歳未満の女性の性的搾取の中に、JKビジネスも含まれるのではないか。

JKお散歩という女性を利用した新手の性産業ビジネスは、風俗営業法の網の目をくぐり抜けて、18歳未満の少女もアルバイトとして雇っているのが現状かと思うが、これは女子差別撤廃条約の第6条の女子の売買からの搾取の禁止に抵触すると考えられる。

JKお散歩については、2014年にアメリカ国務省の世界各国における人身売買の実態に関する年次報告書の中で、日本では性的目的の人身売買が横行していると報じられている。

2016年6月に閣議決定された質問主意書に対する答弁において、女性に対して、本人の意に反してアダルトビデオに出演を強要することは第4次男女共同参画基本計画で防止と根絶に取り組むとしており、また、これを女性に対する暴力に当たるとしている。併せて、教育啓発の推進や、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、効果

的な支援の拡充を図っていくとしている。

AVへの出演等について、被害者は消費者という立場から、あるいは労働者としての立場からも保護されるものがないため、二次被害に苦しんで何ら救済を受けられないのが現状であると思う。こうしたことから、18歳未満の女性への性的搾取を防止するための具体的な方策などが必要ではないかと思われるので、検討いただきたい。

(種部委員) 内閣府でJKビジネスに関するフォローアップをこの1、2年やっているが、根底にあるのは、生活基盤がないということである。売春防止法に基づき設置されている婦人保護施設があるが、その人たちにとって、あまり居心地がよくないこともある。また、既存の相談窓口では、その子たちにとっては縁遠いものであることから、アウトリーチを考えるなどの対策が必要と思う。

しかし、まだ日本には、子供たちの性を商品としているものが多くあり、オリンピックを目の前にして本当に恥ずかしいと思う。せめてどのような姿勢でやっていくのかということと、それは明らかな搾取であるというメッセージは、報告書に載せてほしい。

(種部委員) 養子縁組斡旋法ができ、JKビジネスにより搾取に遭い、妊娠して出産した若年者に、養子に出すことを決めたら、お金を渡しているケースがある。お金をもらったことで住む場所が確保され、母子保健につながることもあるが、その子を自分で育てたいといったときに、そのお金を返せと言われるなど、JKビジネスの中で生まれてくる子供も取引対象になっている。

斡旋法のフォローアップがないのは非常に問題であり、貧困の若年女性たちと、その妊娠・出産後に金銭の授受を伴って養子縁組された子供も含めて、細かい分析をする必要があると思っている。これも最終報告パラ27に書いてある性風俗、児童ポルノに関することであるので、報告書に書いていただきたい。

(以 上)